

船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| インシデント種類                         | 運航不能（機関故障）  |
| 発生日時                             | 令和4年6月22日 12時34分ごろ  |
| 発生場所                             | 和歌山県和歌山下津港<br>和歌山本港沖南防波堤灯台から真方位273° 1.2海里付近<br>（概位 北緯34° 13.0′ 東経135° 05.7′）  |
| インシデントの概要                        | プレジャーボート <sup>たいしょう</sup> 大将丸は、漂流中、主機の冷却清水温度が上昇し、運航不能となった。  |
| インシデント調査の経過                      | 令和4年6月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取手続実施済   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | プレジャーボート 大将丸、5トン未満（長さ6.74m）<br>252-14871和歌山、個人所有<br>ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力69.90kW、回転数<br>毎分3,400、4気筒、ボア84mm、使用燃料軽油、昭和62年<br>12月進水   |
| 乗組員等に関する情報                       | 船長、二級小型   |
| 負傷者                              | なし  |
| 損傷                               | なし  |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好<br>海象：波高 約0.5～1m   |
| インシデントの経過                        | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族2人を乗せて、航行中、主機排気管の高温警報（以下「本件警報」という。）が鳴り出した。</p> <p>本船は、本件警報が発生してから数分後、釣り場に到着し、船長が、船尾端の排気管から若干少なくなった冷却海水の排出量を確認したが、しばらく自然放熱すれば問題ないと考えて主機を停止し、その後釣り場の移動のために5分ほど主機を運転した後、再び主機を停止して漂流状態で釣りを続けた。</p> <p>船長は、昼過ぎまで釣りを行った後、帰航することとし、主機を始動したところ、冷却清水の高温警報が発生したので、主機の運転の継続は火災の危険があると判断して停止し、携帯電話で本インシデントの発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航されて定係港に到着した。</p> <p>船長は、インターネットで主機の整備方法を確認し、冷却海水ポンプを開放したところ、同ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）の羽根1枚が破損しており、ゴム製インペラを交換して主機を再始動したところ、良好な運転状態を確認した。</p> <p>本船は、本インシデントの7、8年前に中古船として購入された</p> |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>後、本件インペラの交換は行われたことがなかった。</p> <p>主機の取扱説明書には、本件インペラの交換を運転時間2,000時間ごとに行うよう記載されていた。</p>   |
| <b>分析</b>    | <p>本船は、7、8年間本件インペラが交換されていない中、航行中に本件インペラが破損したことから、主機への冷却海水が減少し、主機の冷却清水温度が上昇して運航不能となったものと考えられる。</p>                                  |
| <b>原因</b>    | <p>本インシデントは、本船が、7、8年間本件インペラが交換されていない中、航行中に本件インペラが破損したため、主機への冷却海水が減少し、主機の冷却清水温度が上昇したことにより発生したものと考えられる。</p>                          |
| <b>再発防止策</b> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、取扱説明書に基づき、定期的に本件インペラの整備を行うこと。</li> </ul> |